



各車両は、架装に工夫が施されている

結果的に運転手は各自の車両への愛着心が増し、整備にも神経を使うので長寿命化につながり、会社としてはコストダウンを図れているという。

なお、同社は産業廃棄物の専用車として2006年4月から本格稼働、現在、処理能力の約9割の廃棄物を受け入れ、処理している。

同センターは24時間稼働、1日当たりの処理能力は35ト。焼却設備にはロータリーキルンとストーカの2段階燃焼方式を採用。専用容器に密閉梱包された医療廃棄物をマニフェストをもとに受け入れ、専用のパレットで倉庫に入庫。無人操業可能なロボットによる全自動搬送システムで容器1個ずつ炉

### 医療廃棄物を専門に処理

群馬環境リサイクルセンター(群馬県高崎市、田中等社長、☎027・347・8760)は、医療廃棄物専用処理施設として2006年4月から本格稼働、現在、処理能力の約9割の廃棄物を受け入れ、処理している。

急限などに備え、能力を増設し、14日分、490トの廃棄物を保冷保管できるといふ。焼却の際に出る排ガスは冷却、消石灰や活性炭で処理した後、バクフィルターや触媒反応塔できれいにして排出する。厳しい自主管理目標を設定し、完全燃焼や有害ガスをチェック、制御している。

排出事業者の求めに



シンポジウムのようす

### シンポジウムに160名が参加

一般社団法人環境ビジネスウイメン女性のパワーに期待

一般社団法人環境ビジネスウイメンは8月4日、東京都内にあるアカデミービルスライブラリーカフェにて、「未来につながる政策への提言シンポジウム」を開催した。シンポジウムには小沢鋭仁環境大臣はじめ歴代環境大臣など関係者、保管していた数量が処分のために保管できる数量の上限を超過していた。(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理基準)違反)業務停止10日

ている気がする。今後は、環境ビジネスウイメンと協力しあいながら全国に環境への意識を広げていきたい。また、ビジネスが行政を越えて進んでもらいたい」と述べた。

環境ビジネスウイメンは現在30名、今後とも環境と経済の好循環を目指し活動を展開していく。

## 選ばれる産業廃棄物処理

行政処分から見えてくる姿

2 (隔週掲載)

# 他人ごとではない 行政処分(その2)

前回では、産業廃棄物処理事業者の社長在任期間(およそ30年間を想定)に行政処分を受ける確率がおおよそ10社に1社であり、この結果は、法令遵守と適正処理を行う処理業者にとってにはまらず極論と考えられるが、極論として片づけられない事例も数多く見られる

【処分理由】 AA社は、平成19年8月、...に所在する同社事業場内において、運送事業で使用した同社所有の

### 【処分理由】

AA社は、平成19年8月、...に所在する同社事業場内において、運送事業で使用した同社所有の

大型車両から出た産業廃棄物である金属くず等(鉄くず(エンジンオイルエレメント)約800kgをドラム缶で焼却した。この行為は、廃棄物の焼却禁止を定めた法第16条の2に違反する。

### 【処分内容】

産業廃棄物収集運搬業の許可取消

この事案は、「行政処分の指針」を厳格に運用した事例と考えることができる。また、この処理事業者は、自動的の他自治体の業許可も取消されたことを付記しておく。

次の事例も考えてみたい。

### BB社への法第19

条第1項に基づく立入検査や法第18条第

1項に基づく報告徴収などを行ったところ、以下の違反事実が確認され...事業の停止命令を行ったものである。

①受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に虚偽の処分終了年月日を記載して、管理票交付者によるその写しを送付していた。(虚偽の管理票の交付等の禁止)違反)業務停止30日

②受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分にあつた

③届出をしている保管場所以外の場所でも、受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を保管し、事業場内を巡回して保管の場所に関する事項を変更していたにもかかわらず、変更の届出を行っていない。(変更届出義務)違反)業務停止30日

これらの事例は、法

違反と言われればその通りであるが、法令遵守や適正処理を標榜する処理事業者の現場でも故意ではなく、日々の多忙な業務の中で見過ごされてしまう内容が含まれていないだろうか。

これらの事例の背景や詳細分析は、私どもJAAOがまとめた新刊書『廃棄物管理のための行政処分録書2010/2011』(発行10/2011)に譲るが、経営者は常日頃から、どんなリスクマネジメントを考えておかねばならないのか、本当に考えさせられる事例である。